



**Q** どのような方を対象にしていますか？

**A** 本事業は、ひとり親家庭の自立とお子様の健やかな成長の支援を目的としております。諸条件としては、宜野湾市に住所を有する事(3ヶ月以上)、現に婚姻していないひとり親家庭世帯で18歳未満の子を養育している事などがありますが、詳しくはパンフレット表紙をご覧ください。

**Q** 支援対象には引越しが条件になりますか？

**A** 原則、当社が賃貸借契約をした居室への引越しが条件になります。なお、支援期間中は、ご本人様の月々の家賃、敷金・礼金のご負担はありませんが、引越し費用などは自己負担となります。

**Q** 転職が条件になりますか？

**A** 就労中の方についても、就労収入のアップを図る為、専任の支援員により希望職種や雇用条件のヒアリング及びご本人の力量確認を行い、転職を斡旋する事がございます。

**Q** ボランティア活動はどのような事をするのですか？

**A** 心身の健康づくり、人間力の向上を目的に、支援住居へ入居期間中、建物の共用部分(廊下やゴミ置き場等)もしくは隣接公共箇所(建物隣接歩道等)の定期清掃などを予定しております。

**Q** どのような資格支援、生活支援がありますか？

**A** 専任の支援員によるヒアリングを行いご家庭の状況に応じた自立支援計画を作成。就職支援、将来を見据えた収入と支出のバランス相談、子育ての相談など、アドバイスいたします。

**Q** 平成31年3月以降の名義変更の際には、どのような手続きになりますか？連帯保証人は必要ですか？契約金等準備するものはありますか？

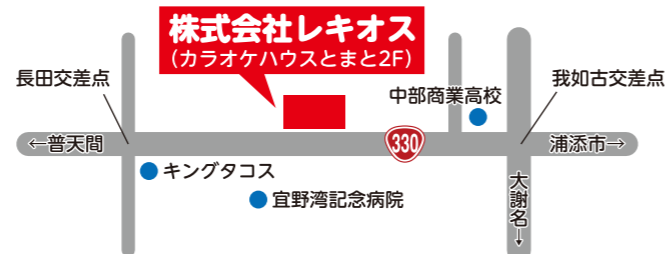
**A** 平成31年3月末までの支援事業になります。本事業を通して経済的自立を目指しますので支援終了後には、アパートの契約名義人をご本人に変更し、ご自身で家賃を支払っていく事になります。その際には契約金、連帯保証人が必要となります。

株式会社レキオス 宜野湾事務所

〒901-2213 沖縄県宜野湾市志真志 4-30-6

**TEL.098-943-0267**

(営業時間AM10:00~PM5:00)



宜野湾市ひとり親家庭生活支援事業 2018

# ひとり親家庭応援BOOK



宜野湾市では、ひとり親(母子・父子)家庭の子どもの健やかな成長と、ひとり親家庭の自立を支援するため、就労や住宅の確保が必要なひとり親家庭に対して、就職や住宅確保など、自立に向けた支援を行います。

**対象者** 就職・住宅・生活などに問題を抱えるひとり親家庭で、以下の要件をすべて満たす方が対象になります。

① 宜野湾市内に住所を有すること(3ヶ月以上)

② 自力での住居確保が難しい方

③ 事業の期間内に就労・自立のための支援プログラムを受講する意欲のある方

※優先される方: 18歳未満の児童が3人以上いる方、または1歳未満の乳児のいる方  
 ※生活困窮者住居確保給付金を受給していない方  
 ※対象にならない方: 生活保護受給の方、公営住宅に入居している方

株式会社レキオス  
宜野湾市児童家庭課